

M & A 支援事業のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う景況の悪化等により、廃業等を検討している中小企業者の事業引継や、非常事態への対応力強化等を図る中小企業者の事業の拡大・多角化等を支援するため、M & Aに要する経費の一部を補助します。

補助対象者

M & Aにより事業譲渡または事業譲受を行おうとする県内中小企業者
 (「会社」以外の法人の場合は、個別にご相談ください。)

補助対象事業

① M & A 実現型

補助事業期間内でのM & A成立が見込まれる県内中小企業者が行うM & Aに係る手続きであり、デューデリジェンスの実施、登記変更・許認可取得、仲介契約成功報酬の支払い等

② M & A 促進型

県内中小企業者がM & Aに取り組むために行う手続きであり、仲介契約の締結、企業概要書の作成、ロングリスト/ショートリストの作成、マッチングプラットフォームによる相手方探索等

補助対象となる経費

M & Aの検討・実施に必要な経費(謝金、旅費、委託費、許認可等取得関連費、使用料及び賃借料等)

補助事業の実施期間

原則として交付決定通知日以降であり、採択を受けた事業計画の事業開始日から令和5年2月28日までとします。ただし、「事前着手のための届出書」を提出し、認められた場合は、令和4年4月1日以降の着手日からとします。

補助率・補助限度額 ※補助額は千円単位とし、端数は切捨てます。

事業区分	補助率	補助上限額	補助下限額
M & A 実現型	1 / 2	買い手：200万円 売り手：100万円	買い手：20万円 売り手：10万円
M & A 促進型	1 / 2	100万円	10万円

募集期間

令和4年5月9日(月)開始

(注) 交付決定額が予算に達した場合は、期限前に募集を終了することがあります。

申請方法

補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、郵送または持参により提出してください。

- ①事業実施計画書(様式第2号)
- ②収支予算書(様式第3号)
- ③誓約書(様式第4号)
- ④登記簿謄本
- ⑤決算書(直近2期分)
- ⑥会社案内等会社の概要がわかるもの
- ⑦事前着手のための届出書(様式第5号)

申請先、お問い合わせ先

秋田県産業労働部産業政策課団体・金融班
 〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1-1
 TEL018-860-2215 FAX018-860-3887

実施要領・申請書様式等は県HPに掲載しています。

美の国あきたネット

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/53064>

